

香川県報



第 44 号

平成 16 年

6 月 4 日（金曜日）

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

●特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

（経営支援課）

一

告 示

○生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定

（健康福祉総務課）

○生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出

（畜産課）

二

●平成十一年香川県告示第五百八十号（地方自治法施行令の規定による徴収事務の委託）の一部改正

（産業政策課）

○平成十二年香川県告示第六百五十七号（香川県科学技術研究センターの使用料の徴収事務の委託）の一部改正

（畜産課）

○平成十六年度定期種雄畜検査の実施

（畜産課）

○道路の位置指定

（建築課）

○落札者等の公示

（税務課）

○平成十六年度香川県改良普及員資格試験の実施

（農業経営課）

○土地改良区の定款の変更の認可

（土地改良課）

○土地改良区連合の役員就退任の届出

（都市計画課）

○都市計画の図書の写しの縦覧（二十二件）

（都市計画課）

○公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となつて

（都市計画課）

○公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となつて

（都市計画課）

○公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となつて

（都市計画課）

○公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となつて

（都市計画課）

○公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となつて

（都市計画課）

○公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となつて

（都市計画課）

○公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となつて

（都市計画課）

院の名称の変更

●公職選挙法施行令の規定による身体障害者更生援護施設の長が不在者投票管理者となつて

●公職選挙法施行令の規定による身体障害者更生援護施設の名称の変更

●公職選挙法施行令の規定による老人ホームの長が不在者投票管理者となつて

●公職選挙法施行令の規定による老人ホームの名称の変更

●公職選挙法施行令の規定による老人ホームの長が不在者投票管理者となつて

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告

規 則

●特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十六年六月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第六十二号

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第八号）附則ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成十六年七月一日とする。

告 示

●香川県告示第四百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関

を次のとおり指定した。
平成十六年六月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所(施設)の名称及び所在地	事業者(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、四、一	綾南町国民健康保険陶病院 綾歌郡綾南町大字陶一七二〇番地一	綾南町 綾歌郡綾南町大字滝宮二九九番地	訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導
平成一六、四、一	綾南町指定通所リハビリテーションふれあい 綾歌郡綾南町大字陶一七二〇番地一	綾南町 綾歌郡綾南町大字滝宮二九九番地	通所リハビリテーション
平成一六、四、一	綾南町老人介護支援センター 綾歌郡綾南町大字陶一七二〇番地一	綾南町 綾歌郡綾南町大字滝宮二九九番地	居宅介護支援
平成一六、五、一	グループホームさくら 綾歌郡綾南町大字滝宮五五七―五	医療法人社団有隣会 綾歌郡綾南町大字滝宮五五五―一	痴呆対応型共同生活介護
平成一六、五、一〇	デイサービスセンターはしもと 三豊郡山本町財田西九〇二番地一	医療法人社団和風会 三豊郡山本町財田西九〇二番地一	通所介護

●香川県告示第四百十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出

があった。
平成十六年六月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所(施設)の名称及び所在地	事業者(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、三、三一	綾南町国民健康保険陶病院 綾歌郡綾南町大字陶五七七九番地	綾南町 綾歌郡綾南町大字滝宮二九九番地	訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導
平成一六、三、三一	綾南町老人介護支援センター 綾歌郡綾南町大字陶五七七九番地	綾南町 綾歌郡綾南町大字滝宮二九九番地	居宅介護支援

●香川県告示第四百十五号

平成十一年香川県告示第五百八十号(地方自治法施行令の規定による徴収事務の委託)の一部を次のように改正する。
平成十六年六月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第四百十六号

平成十二年香川県告示第六百五十七号(香川県科学技術研究センターの使用料の徴収事務の委託)の一部を次のように改正する。
平成十六年六月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第四百十七号

「高松市林町二二一七番一六」を「高松市林町二二一七番一五」に改める。
香川県種雄畜検査条例(昭和二十九年香川県条例第五十号)第四条第一項の規定による平成十六年度の定期種雄畜検査を次のとおり行う。

平成十六年六月四日

香川県知事 真鍋 武紀

検査期日	検査場所	備考
平成十六年六月十五日 午前十時三十分から	山本町	飼育場所を巡回し、 検査する。

●香川県告示第四百十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年六月四日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 指定番号 善土指道 第三号
 - 二 指定年月日 平成十六年五月二十一日
 - 三 指定道路の位置 善通寺市榑梨町字丸山四五九一及び四七四一
 - 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇メートル
延長 四七・二四メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第三百五号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十六年六月四日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 調達件名及び数量 税務オンラインシステム運用業務 一式
- 二 調達方法 購入等

三 契約方法 随意契約

四 契約日 平成十六年四月一日

五 契約者の氏名及び住所 富士通株式会社四国支社 高松市藤塚町一丁目一〇番三〇号

六 契約価格 七三、四五一、七〇〇円

七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

八 担当課 郵便番号七六〇一八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県総務部税

務課納税グループ 電話番号〇八七七八三二一三〇六八

●香川県公告第三百六号

平成十六年度香川県改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

平成十六年六月四日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 試験の実施期日 筆記試験 平成十六年十月二十一日（木曜日）及び同月二十二日（金曜日）
口述試験 平成十六年十月二十二日（金曜日）
- 二 試験の実施場所 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁
- 三 受験願書の受付期間 平成十六年七月一日（木曜日）から同月十六日（金曜日）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律百七十八号）に規定する休日を除く。
- 四 受験願書の提出先 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県農政水産部農業経営課
- 五 受験手続その他 1 受験手続その他については、平成十六年度香川県改良普及員資格試験受験案内による。
- 2 1の受験案内は、香川県農政水産部農業経営課及び農業改良普及センター並びに県

内の市役所及び町役場において交付する。

なお、郵便等による送付により請求する場合は、受験案内の送付を郵便により行うので、返信用角型二号封筒(百四十円切手をはり、あて先を明記したもの)を必ず同封すること。

3 この試験に関する問い合わせは、香川県農政水産部農業経営課(電話番号〇八七一八三二一三四〇四)に行うこと。

●香川県公告第三百七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、木田郡三木町土地改良区の定款の変更を平成十六年五月十七日認可した。

平成十六年六月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、新川沿岸土地改良区連合から役員(の)の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十六年六月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	石原 收	木田郡三木町大字下高岡四〇三二番地	平成一六、四、一六
	重安 昭一	大字氷上四三五番地	〃
	白井 正彦	大字下高岡二五五三番地	〃
	多田 實	大字平木五八八番地	〃
	石川 輝男	大字下高岡三六二〇番地一	〃
	溝渕 清美	大字井上五七番地	〃
	山地 満	大字池戸二五七四番地	〃
	穴吹 光雄	高松市亀田町七四番地一	〃
	南原 勉	春日町五二九番地	〃
役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
	宮崎 行雄	東山崎町一〇一三番地一	〃
	伏見 正範	前田西町六九六番地	〃
	前田 信義	九番地一	〃
	荻渕 将鷹	新田町甲二四四三番地一	〃
	稲田 稔	甲七〇〇番地一	〃
監事	十河 義夫	木田郡三木町大字下高岡一一八一番地	〃
	高尾 泰宏	高松市前田西町八四〇番地四	〃
役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
	石原 收	木田郡三木町大字下高岡四〇三二番地	平成一六、四、一七
	重安 昭一	大字氷上四三五番地	〃
	白井 正彦	大字下高岡二五五三番地	〃
	藤川 英治	大字鹿伏三八番地一	〃
	多田 實	大字平木五八八番地	〃
	石川 輝男	大字下高岡三六二〇番地一	〃
	溝渕 清美	大字井上五七番地	〃
	山地 満	大字池戸二五七四番地	〃
	穴吹 光雄	高松市亀田町七四番地一	〃
	香西 清隆	一三七番地	〃
	中川 博雄	前田西町九八八番地一三	〃
	赤松 壽雄	東山崎町一〇〇一三番地二	〃
	宮崎 行雄	一〇一三番地一	〃
	伏見 正範	前田西町六九六番地	〃
	前田 信義	九番地一	〃
	荻渕 将鷹	新田町甲二四四三番地一	〃
	稲田 稔	甲七〇〇番地一	〃
	十河 義夫	木田郡三木町大字下高岡一一八一番地	〃
	高尾 泰宏	高松市前田西町八四〇番地四	〃

〃 田中 博 〃 春日町九八一番地一

●香川県公告第三百九号

高松市から高松広域都市計画特定用途制限地域の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十六年六月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百十号

牟礼町から高松広域都市計画特定用途制限地域の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十六年六月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百十一号

国分寺町から高松広域都市計画特定用途制限地域の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十六年六月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百十二号

丸亀市から中讃広域都市計画特定用途制限地域の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十六年六月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百十三号

宇多津町から中讃広域都市計画特定用途制限地域の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十六年六月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百十四号

坂出市から坂出都市計画特定用途制限地域の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十六年六月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百十五号

高松市から高松広域都市計画用途地域、高度利用地区、防火地域、準防火地域、駐車場整備地区、道路、駐車場、自動車ターミナル、公園、緑地、運動場、下水道、汚物処理場、ごみ処理場、市場、と畜場、火葬場、土地区画整理事業、第一種市街地再開発事業及び地区計画の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十六年六月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百十六号

三木町から高松広域都市計画火葬場の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十六年六月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百十七号

牟礼町から高松広域都市計画用途地域、臨港地区、道路、公園、下水道、ごみ処理場、社会福祉施設、火葬場及び地区計画の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十六年六月四日

●香川県公告第三百十八号

香川町から高松広域都市計画用途地域、下水道、ごみ焼却場及び火葬場の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十六年六月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百十九号

国分寺町から高松広域都市計画用途地域、公園、墓園及び下水道の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十六年六月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百二十号

丸亀市から中讃広域都市計画用途地域、特別用途地区、高度地区、高度利用地区、準防火地域、駐車場整備地区、臨港地区、市街地再開発促進区域、道路、駐車場、公園、緑地、下水道、ごみ処理場、市場、土地区画整理事業及び第一種市街地再開発事業の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十六年六月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百二十一号

善通寺市から中讃広域都市計画用途地域、準防火地域、道路、公園、下水道、ごみ処理場及び火葬場の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十六年六月四日

●香川県公告第三百二十二号

綾歌町から中讃広域都市計画下水道及び火葬場の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十六年六月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百二十三号

飯山町から中讃広域都市計画用途地域、道路、公園及び下水道の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十六年六月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百二十四号

宇多津町から中讃広域都市計画用途地域、道路、公園、緑地、下水道、ごみ焼却場及び火葬場の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十六年六月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百二十五号

満濃町から中讃広域都市計画緑地及び下水道の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十六年六月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百二十六号

琴平町から中讃広域都市計画道路、駐車場、下水道及びごみ焼却場の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用す

る同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十六年六月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百二十七号

多度津町から中讃広域都市計画用途地域、臨港地区、道路、公園、下水道、汚物処理場及びごみ処理場の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十六年六月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百二十八号

坂出市から坂出都市計画用途地域、高度利用地区、防火地域、準防火地域、駐車場整備地区、拠点業務市街地整備土地画整理促進区域、道路、駐車場、公園、緑地、運動場、下水道、汚物処理場、ごみ処理場、ごみ焼却場、土地画整理事業、第一種市街地再開発事業及び地区計画の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十六年六月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百二十九号

さぬき市からさぬき都市計画用途地域、臨港地区、道路、公園、墓園、下水道、ごみ焼却場、市場及び火葬場の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十六年六月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百三十号

東かがわ市から東かがわ都市計画用途地域、準防火地域、臨港地区、道路、公園、墓園

下水道及び火葬場の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十六年六月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第五十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、病院の長が不在者投票管理者となつてゐる次の病院の指定を取り消した。

平成十六年六月四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
医療法人社団友和会高松第一病院	高松市多賀町三一五一二

●香川県選挙管理委員会告示第五十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、病院の長が不在者投票管理者となつてゐる病院について、次のとおりその名称の変更があつた。

平成十六年六月四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地	
新	旧	所在地
独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院	労働福祉事業団香川労災病院	丸亀市城東町三一三一
独立行政法人国立病院機構善通寺病院	国立善通寺病院	善通寺市仙遊町二一一一

香川大学医学部附属病院	香川医科大学医学部附属病院	木田郡三木町大字池戸一七五〇一
多度津三宅病院	財団法人三宅医学研究所 附属多度津三宅病院	仲多度郡多度津町栄町二一一三六
介護老人保健施設悠々荘	老人保健施設悠々荘	さぬき市昭和一〇〇五―五
介護老人保健施設リリック・ケアセンター	老人保健施設リリック・ケアセンター	東かがわ市湊字水入一八六七―二

●香川県選挙管理委員会告示第五十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、身体障害者更生援護施設の長が不在者投票管理者となっている身体障害者更生援護施設について、次のとおりその名称の変更があった。

平成十六年六月四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

新 名 称	旧 名 称	所 在 地
社会福祉法人瀬戸福祉会 瀬戸療護園	社会福祉法人瀬戸福祉会 身体障害者療護施設瀬戸療護園	坂出市府中町字南谷五〇〇―一三
身体障害者授産施設朝日園	重度身体障害者授産施設朝日園	木田郡三木町大字池戸九三二―六

●香川県選挙管理委員会告示第五十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、老人ホームの長が不在者投票管理者となっている老人ホームについて、次のとおりその名称の変更があった。

平成十六年六月四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

新 名 称	旧 名 称	所 在 地
小豆島老人ホーム	小豆島老人ホームおりーぶ	小豆郡土庄町湊崎甲五一八

●香川県選挙管理委員会告示第六十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、老人ホームの長が不在者投票管理者となっている老人ホームについて、次のとおりその所在地の変更があった。

平成十六年六月四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地
特別養護老人ホームシオンの丘 ホーム	高松市香西北町二二六〇	高松市香西町三七八

●香川県選挙管理委員会告示第六十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十六年三月三十一日その指定を取り消した旨普通寺市選挙管理委員会から報告があった。

平成十六年六月四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

名 称	所 在 地
北仙遊町住宅集会所	普通寺市仙遊町一丁目一〇番一三号
西仙遊町集会所	普通寺市仙遊町二丁目六番一四号

選挙管理委員会公告

●香川県選挙管理委員会公告第一号

第二十回参议院香川県選出議員選挙における立候補予定者等に対する説明会を次のとおり開催する。

平成十六年六月四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

- 一 日時 平成十六年六月十四日 午後二時(午後一時三十分から受付)
- 二 場所 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁本館二階第一・第二会議室
- 三 説明事項

- 1 参议院香川県選出議員選挙における立候補予定者等の留意すべき事項
- 2 その他

雑報

財団法人不動産適正取引推進機構から依頼があったので、次のとおり公示する。

平成十六年六月四日

香川県知事 真鍋武紀

平成十六年度宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する公示

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第十六条の二第一項の規定による香川県知事の委任に係る平成十六年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。
平成十六年六月四日

財団法人不動産適正取引推進機構 理事長 小野邦久

- 一 試験の日時 平成十六年十月十七日(日曜日) 午後一時から午後三時まで
ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し、修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとするもの(宅地建物取引業法施行規則第十条の五第六号にいう登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。)については、午後一時十分から午後三時まで

- 二 試験の場所 受験申込書の受付の際に指定する。
- 三 試験の内容

- 1 内容 おおむね次の事項について行う。
(一) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

- (二) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
 - (三) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
 - (四) 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
 - (五) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
 - (六) 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
 - (七) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。
- ただし、登録講習修了者については、(一)及び(五)に掲げる事項に関する問題を免除する。

2 出題法令

平成十六年四月一日現在施行されている法令による。

四 試験の方法及び出題数

- 1 方法 四肢択一式の筆記試験による。
- 2 出題数 五十問

ただし、登録講習修了者については、四十五問とする。

五 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

六 試験案内及び受験申込書の交付

- 1 交付期間及び交付時間

平成十六年七月五日(月曜日)から同月三十日(金曜日)まで(土曜日(2の(一)を除く。)、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前十時から午後四時(2の(一)を除く。)(七月三十日は午後四時三十分)までとする。

2の(一)にあつては、午前九時三十分から午後四時三十分、土曜日は午前九時三十分から十一時三十分までとする。

2 交付場所

- (一) 社団法人香川県宅地建物取引業協会
高松市松福町一丁目一〇番五号 香川県不動産会館
- (二) 同協会 丸亀支部 丸亀市土器町西一丁目九五九番地
- (三) 同協会 坂出支部 坂出市久米町一丁目二五番三九号

電話番号(〇八七) 八二三一―二三〇〇

七 受験手数料 七、〇〇〇円

受験申込前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと(払込手数料は、本人の負担とする。)

八 受験申込書の受付

1 受験申込書の受付期間及び受付時間

平成十六年七月二十六日(月曜日)から同月三十日(金曜日)までの午前九時三十分から午後四時三十分まで(正午から午後一時までは除く。)

2 受験申込書の受付場所

社団法人香川県宅地建物取引業協会

なお、郵送による受付も行うので、その場合は、社団法人香川県宅地建物取引業協会(高松市松福町一丁目一〇番五号)あて、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと(平成十六年七月五日(月曜日)から同月三十日(金曜日)までの日付けの消印のあるものに限り有効とする。)

3 提出書類

(一) 受験申込書(受験手数料納入済みを証する郵便振替払込受付証明書をはったもの)

(二) 写真一枚(受験申込前六月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き及び無背景で縦四・五センチメートルから五センチメートルまで及び横三・五センチメートルから五センチメートルまでの間の大きさのもの)

(三) 登録講習修了者については、(一)及び(二)に加えて登録講習修了者証明書(修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの)

九 合格発表

1 発表の期日

平成十六年十二月一日(水曜日)

2 発表の方法

社団法人香川県宅地建物取引業協会での合格者一覧表の掲示及び合格者本人への合格証書の送付により行う。

十 試験に関する問い合わせ先

社団法人香川県宅地建物取引業協会

平成十六年六月四日印刷発行

印刷発行所 香川 県 庁

(購読料月極) 二千五百円



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています